

統計委員会令の一部を改正する政令の概要

1. 改正の趣旨

平成 30 年度機構審査結果に基づき、統計委員会（以下「委員会」という。）に「評価分科会」を設置するため、統計委員会令を改正するもの。

2. 改正の内容

評価分科会の設置及びその所掌事務を定めるとともに、同分科会について、所属委員等の指名及び分科会長の職務等を定める。

- ① 委員会に、評価分科会（以下「分科会」という。）を置くものとする（第 1 条第 1 項関係）
- ② 分科会は、委員会の所掌事務のうち、統計法第 55 条第 3 項の規定により委員会の権限に属させられた事項（統計法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。）を処理することをつかさどるものとする（第 1 条第 2 項）
- ③ 分科会に属すべき委員等の指名、分科会長の設置等、分科会長の事務及び分科会長の職務代理について定める（第 1 条第 3 項から第 6 項まで）
- ④ 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができるものとする（第 1 条第 7 項）
- ⑤ その他、所要の改正を行う（第 2 条から第 5 条）

3. 施行期日等

閣議：平成 30 年 8 月 28 日

公布：平成 30 年 8 月 31 日

施行：公布の日